

○村上市物価高騰等対策特別融資信用保証料補給規程

令和2年3月3日

告示第67号

(目的)

第1条 この規程は、物価高騰等による影響で損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障を来すおそれがある本市の中小企業者が借り入れた資金の信用保証料（以下「保証料」という。）を補給することにより、借入に伴う経費負担の低減及び経営の安定を図ることを目的とする。

(対象制度資金)

第2条 保証料補給の対象となる制度資金の種類は、新潟県セーフティネット資金融資要綱（平成15年4月1日新潟県要綱）第7条第2項の表に規定する経営支援枠第7項物価高騰等対策要件とする。

(補給資格者)

第3条 市が保証料の補給を行う対象者は、新潟県セーフティネット資金融資要綱の規定により融資を受ける中小企業者で、新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証承諾を得たものとする。

(補給期間)

第4条 保証料の補給期間は、当初の保証協会の保証期間内とする。

(補給保証料)

第5条 保証料の補給対象融資額は2,500万円以下とし、補給割合は100分の25とする。

2 補給保証料の計算方法は、保証料の補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が本来支払うべき保証料に補給割合を乗じた額とし、円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(補給の申請)

第6条 申請者は、物価高騰等対策特別融資信用保証料補給申請書（別記様式）を取扱金融機関経由で市長に提出しなければならない。

(保証料の補給)

第7条 市は、補給保証料について保証協会からの請求に基づいて支払うものとする。

(補給保証料の返戻)

第8条 保証料の補給を受けた者が、補給対象の制度融資を早期完済し保証協会から保証料の返還を受ける場合は、保証協会が返戻する保証料に補給率を乗じた額を市に返戻しなければならない。

(業務契約)

第9条 市は、保証料補給業務開始に当たり、保証協会と信用保証料の補給に関する契約を締結するものとする。

(その他)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年3月6日から施行する。

(この規程の失効)

- 2 この規程は、令和17年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月24日告示第87号)

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日告示第335号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年8月4日告示第352号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年3月30日告示第92号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日告示第294号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の村上市新型コロナウイルス・物価高騰等対策特別融資信用保証料補給規程の規定により補給された保証料については、この規程による改正後の村上市物価高騰等対策特別融資信用保証料補給規程の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月24日告示第88号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の村上市物価高騰等対策特別融資信用保証料補給規程の規定により補給された保証料については、この規程による改正後の村上市物価高騰等対策特別融資信用保証料補給規程の規定に関わらず、なお従前の例による。

別記様式（第6条関係）

物価高騰等対策特別融資信用保証料補給申請書	
年 月 日	
(宛先) 村上市長	
所在地 事業所名 代表者名	
次のとおり、新潟県信用保証協会の保証により県制度資金の融資を受けますので、村上市物価高騰等対策特別融資信用保証料補給規程の規定により保証料の補給を申請します。	
制 度 資 金 名	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠） 第6項 物価高騰等対策特別要件
借 入 額	円
借入金の資金使途	運転資金・設備資金・借換資金
借 入 期 間	自 年 月 日 箇月 至 年 月 日（据置き 箇月）
返 済 方 法	一括返済・月均等返済
予定信用保証料	※ 円
予定補給申請額	※ 円
取扱金融機関名	※ 印

※印欄は、金融機関でご記入ください。

別記様式（第6条関係）